

# 「ひろしま県民だより」企画・コンテンツ制作等業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

県が広く県民の皆様に重点的に発信したいテーマの県政情報を中心に、より分かりやすく効果的に発信し、県施策の認知、共感につなげることを目的として、広島県ホームページに掲載する「ひろしま県民だより」の企画・コンテンツ制作等の業務及び広報紙「ひろしま県民だより」の編集等の業務について、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者へ委託する。

### (2) 業務内容

別紙「「ひろしま県民だより」企画・コンテンツ制作等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月14日から令和9年3月31日まで

ただし、広島県の令和8年度歳入歳出予算が議決されなかった場合、又は減額もしくは削除があった場合は、契約を延期又は中止することがある。

### (4) 予算額

9,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限 【様式1】

令和8年3月19日（木） 午後5時

### (2) 仕様書等に関する質問票提出期限 【様式2】

#### ア 提出期限

令和8年3月30日（月） 午後5時

#### イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「「ひろしま県民だより」企画・コンテンツ制作等業務についての質問」とすること。

#### ウ 質問に対する回答

令和8年3月31日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

### (3) 提案書提出場所及び期限

#### ア 提案書提出場所

広島県総務局広報課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）

#### イ 提案書提出期限

令和8年4月2日（木） 午後5時

#### ウ 提出書類

「「ひろしま県民だより」企画・コンテンツ制作等業務委託 提案書作成要領」による書類

- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- (a) 会社概要及び自治体等の広報業務に関する実績表 【様式3】
  - (b) 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたものの写し
  - (c) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
  - (d) 広島県の納税証明書（発行日が3か月以内のもの）
  - (e) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が3か月以内のもの）
- ※ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格（16A公告・広報）を有している場合は、登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。
- イ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (5) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局広報課に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和8年4月10日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和8年4月13日（月）までに、書面により行う。
- (6) 支払条件
- 業務完了後の一括払とする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。
- (10) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書等は、返却しない。
- イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 契約事項

- (1) 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザルに関する要領
- 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり。
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約  
適用なし。

#### 4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- (3) 契約書（案）
- (4) 仕様書
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- (6) 仕様書等に関する質問票【様式 2】
- (7) 会社概要及び自治体等の広報業務に関する実績表【様式 3】
- (8) 機密データの保存等に関する申出書
- (9) 提案書作成要領
- (10) 提案書評価基準
- (11) 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル提案書作成要領

**【問い合わせ先】**

広島県総務局広報課

担当：中山・小川

電話：082-513-2378（ダイヤルイン）

E-mail：soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp